



2008年 4月

財団法人 上越環境科学センター

桜前線も西日本から徐々に北上し、少し前までは道端にもまだ雪が残っていた上越市内でも桜が咲き始め、見頃を迎えた今日この頃です。さて JEC ニュース 2008 年 4 月号では、「水質環境基準等の測定方法の新たな追加」、「蛍光 X 線分析法の JIS 化」、「石綿等の使用の有無の分析調査に関する通達」、「廃棄物処理施設の設置に関する実施事項」をご紹介します。

1. 水質環境基準等の測定方法が新たに追加される予定です。

公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している JIS K 0102 (工場排水試験方法) が国際規格との整合を図るため、新たな試験方法の導入等の改正が平成 20 年 4 月 1 日付けで公示されました。

環境省では改正内容のうち公定分析法への導入が適当であるものを公定分析法に適用するための告示改正を行いました。

試験項目	改正内容
ふっ素	懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料について、水蒸気蒸留による前処理を実施することにより、イオンクロマトグラフ法の適用が可能になります。
ほう素	告示の表現の修正であり、公定分析法に係る実質的な変更無し。
砒素	これまで適用されていた測定方法に加え、ICP 質量分析法も使用可能になります。
セレン	同上

これまで適用されていた分析法も引き続き使用できます。

2. 蛍光 X 線分析法が JIS 化されました。

『土砂類中の全ひ素及び全鉛のエネルギー分散方式蛍光 X 線分析法』による定量方法について JIS 規格案が承認され、この 3 月 21 日公示されました。

この分析法は土砂類中の全ひ素、全鉛の濃度を簡便で、かつ、迅速に定量することによって、工場敷地などにおける自主的な土壌調査を容易にすることを目的として制定されました。

この規格に基づく定量方法は、土壌汚染対策法で定める公定法ではなく、土壌中に含まれる全ての形態のひ素及び鉛を簡便に定量し、土壌汚染の可能性を見いだすことが可能で土壌汚染のスクリーニング調査などで活用が有効とされますが、土壌汚染の有無の判定を行う場合には、土壌汚染対策法の公定法で分析を行う必要があります。



蛍光 X 線分析装置

当センターでも蛍光 X 線分析装置を保有し、分析目的に応じた測定に対応しております。

RoHS 指令による対応、金属材料中の成分定性、土壌成分のスクリーニング調査などお気軽にご相談下さい。

3. 石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

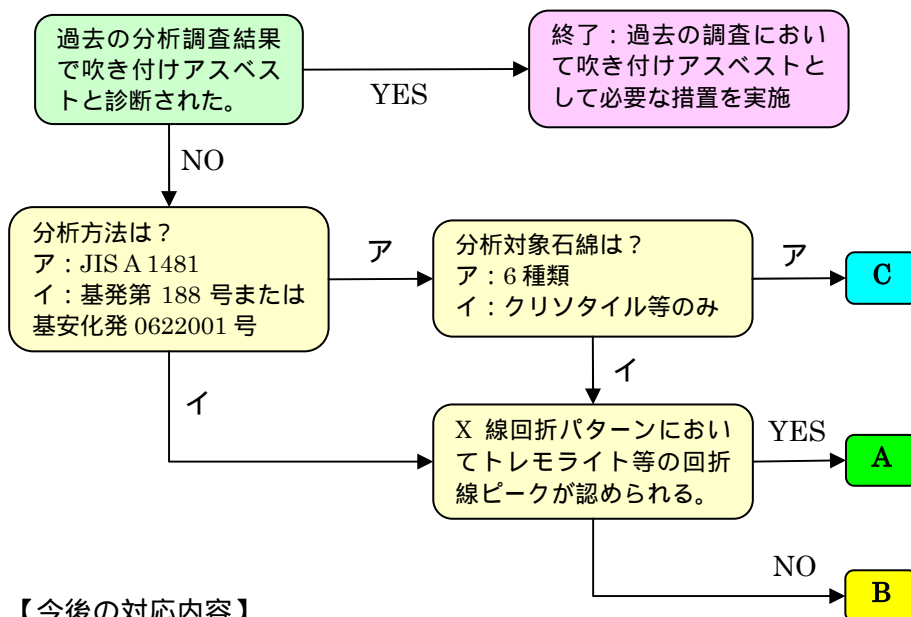
厚生労働省より平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」通達されました。

この通達では、これまでアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」）が分析調査において対象とされていないケースが見受けられてきましたが、最近になって建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められました。

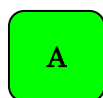
これまでの分析調査でトレモライト等を対象としていない理由として、建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」）とされてきたことや、JIS A 1481 の適用範囲において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること、また日本国内の産業界ではトレモライト等が使用されていないとされていたことなどが挙げられます。

また、文部科学省でもこの通達を受け、平成 20 年 2 月 15 日に「学校施設等における石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について（通知）」により必要に応じた対応が図られるよう通知されました。対応例として以下のようなフローで進めることとされています。

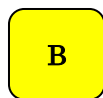
過去の分析方法等において石綿含有がないとされていた場合の取り扱いについて



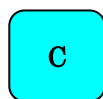
【今後の対応内容】



トレモライト等がその重量 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を講ずる時は改めて分析調査を行う必要はない。



JIS 法による分析調査を行う。



改めて分析調査を行う必要はない。

当センターでは、トレモライト等 6 種類全ての石綿分析についても対応しております。

4. 廃棄物処理施設の設置について

新潟県では産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合、「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、表 - 1 に示す施設を設置する事業者の方や産業廃棄物処分業者の方は要綱に基づいた事前協議を実施しなければなりません。事前協議が終了した後、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づく施設設置許可申請を行うこととなっています。(図 - 2 参照)

また、産業廃棄物処分業者が、表 - 1 の規模以下の施設や産業廃棄物の中間処理を行うための施設を設置する場合についても要綱に基づいた事前協議を実施する必要があります。

表 - 1 産業廃棄物処理施設 (廃棄物処理法施行令第 7 条)

	産業廃棄物処理施設	廃棄物処理法における許可対象施設の処理能力
1	汚泥の脱水施設	10 m ³ / 日以上
2	汚泥の乾燥施設 汚泥の天日乾燥施設	10 m ³ / 日以上
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ / 日以上、200 kg / h 以上、火格子面積が 2 m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	10 m ³ / 日以上
5	廃油の焼却施設	1 m ³ / 日以上、200 kg / h 以上、火格子面積が 2 m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ / 日以上
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t / 日以上
8	廃プラスチック類その他の焼却施設	100 kg / 日以上、火格子面積が 2 m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t / 日以上
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい煙施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
13の2	産業廃棄物の焼却施設	200 kg / h 以上、火格子面積が 2 m ² 以上
14	産業廃棄物の最終処分場	

事前協議を実施するにあたっては、法第 15 条第 3 項に規定する「生活環境影響調査」や新潟県知事等が定める「環境調査指針に基づく環境調査」を実施し、事業の実施が生活環境に及ぼす影響を調査し、必要に応じて生活環境の保全のための対策を検討した資料(生活環境影響調査書)を添付しなければなりません。生活環境影響調査の流れは図 - 2 のとおりです。

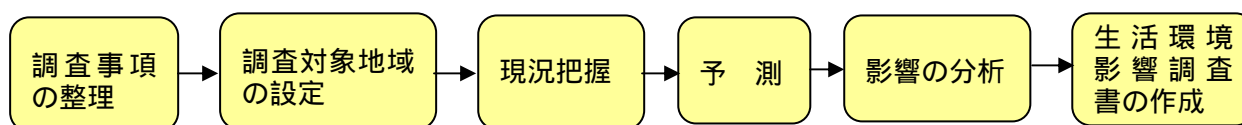
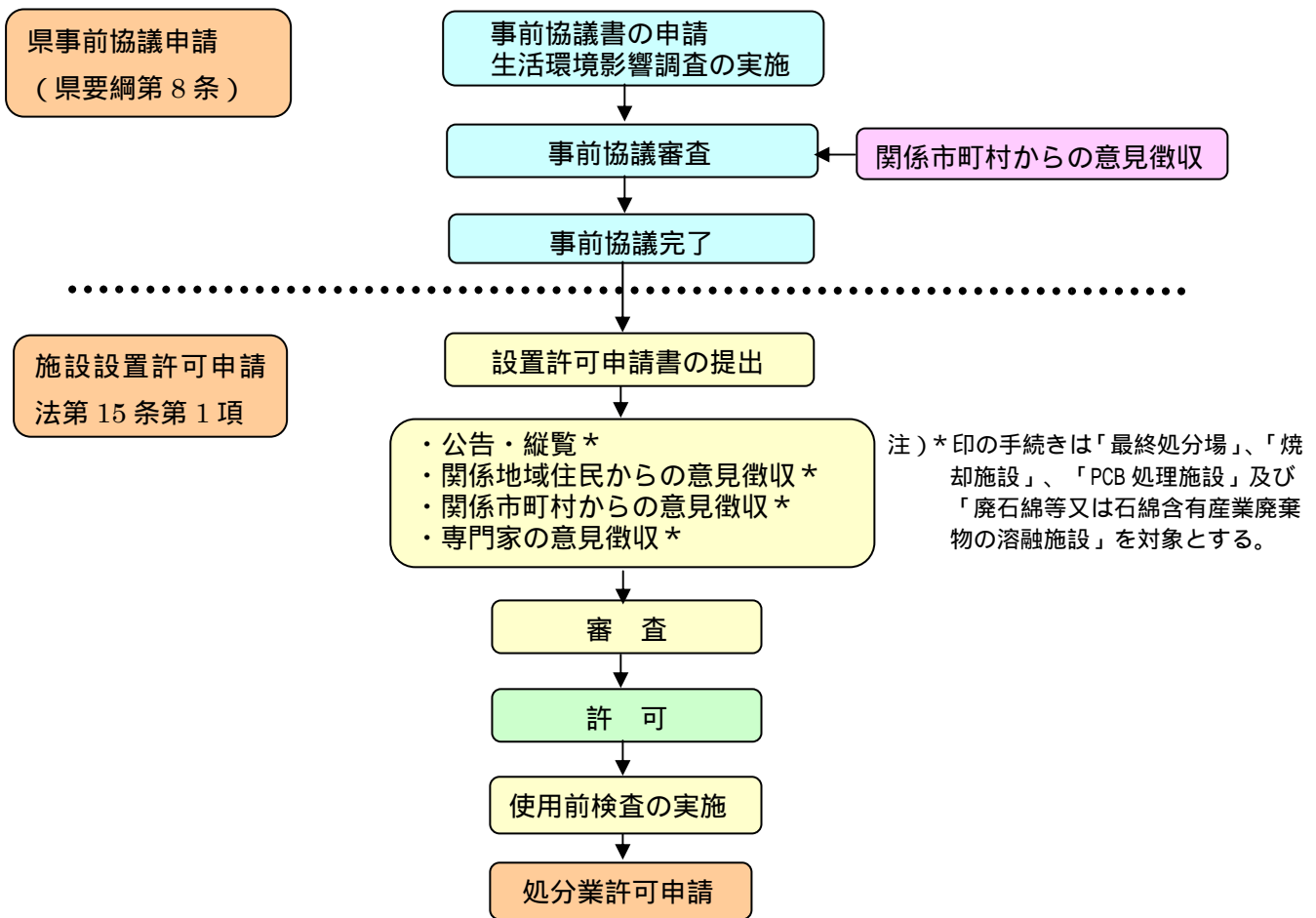


図 - 1 生活環境影響調査の流れ

廃棄物処理施設設置にあたり、環境に与える影響要因と生活環境影響調査で実施する調査項目の一例を表 - 2 に示します。破碎施設の場合は施設の稼働により騒音と振動が発生するので調査が必要な項目となります。また、悪臭が出る施設や排水のある施設、廃棄物運搬車両が増えたりする場合は、その程度によって悪臭や水質などを調査項目として設定します。

表-2 生活環境影響要因と生活環境調査項目との関係 < 破碎・選別施設の例 >

調査事項	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	粉じん				
		二酸化窒素(NO ₂)				
		浮遊粒子状物質(SPM)				
	騒音	騒音レベル				
	振動	振動レベル				
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)				
		生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)				
		浮遊物質(SS)				
		その他必要な項目				



上越環境科学センターでは、廃棄物処理施設生活環境影響調査を行った実績と経験を活かし、生活環境影響調査の実施から調査書の作成まで、事業主の皆様のお手伝いをさせていただきます。

財団法人 上越環境科学センター
 〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地
 TEL: 025-543-7664 FAX: 025-543-7882
 E-mail: info@jo-kan.or.jp
 URL: http://www.jo-kan.or.jp
 担当: 業務1課 / 森・長崎

【編集一口メモ】
 地球温暖化、食品の安全性、石油高騰等々、私たちの日常生活を脅かす話題に事欠かない今日この頃です。このような社会情勢の変化にあって、組織体制も新たに今年度をスタートしました。(新規分析装置等については、追々掲載して行く予定です。)
 皆様のご要望に素早く対応することを目標に職員一同頑張っておりますので、今後とも宜しくお願いします。(by K.I.)
 ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。
 編集担当: 柗木